

平成29年度 第3回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年6月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 村上 浩司 3 菊元 久義 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男 12 中下 雅敏	13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	2 小跡 孝廣 4 西中 克弘		
出席者 総 数	出席委員 19名 欠席委員 2名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書記 奥原 芽衣 書記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	11 前城 美智男 13 爲廣 明法		
提出議題	<p>議事</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第11号 非農地証明の申請について</p> <p>議案第12号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第13号 農地利用配分計画原案の意見聴取について</p> <p>議案第14号 江田島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について</p> <p>議案第15号 江田島市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱の制定について</p> <p>議案第16号 下限面積(別段面積)の設定(案)について</p> <p>協議事項 平成29年度江田島市農作業労賃について 平成29年度農地利用状況調査計画(案)について</p>		

## 平成29年度第3回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 それではどなたもご苦勞でございます。6月に入りまして、大変皆さん方もお忙しい最中、お集まりいただきまして、本日の総会になったわけでございますけれども。提案しました案件につきましては、3条と5条1件ずつ出たという非常に少ない審議事項ではあるんですが、十分検討いただきまして、適正なるご指摘を頂きたい、このように思いますので、よろしく願います。以上で挨拶を終わります。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程のシナリオに則しまして、日程第の議事録署名者の指名でございますけれども、今回の今年度第3回の農業委員会議事録署名者につきましては、11番の前城委員と、13番の爲廣委員を指名させていただきます。書記として、松岡事務局長、奥原書記、窪田書記を指名させていただきます。

### 3 諸 報 告

議長 続きまして日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 ご報告なんですけど、この6月の14日に市議会が開かれまして、新しい農業委員と、農地利用最適化推進委員の定数条例が、可決されました。農業委員は、9名、最適化推進委員は16名ということで、正式に決定いたしました。それと、こちらの不手際で申し訳なかったんですけども、協議事項としてあげておりました、下限面積の設定について、これは議案としてあげる事項になっておりますので、今日の追加議案の一番最後に、16号として、議案としてあげさせていただきますので、ご審議をよろしく願います。以上です。

### 4 議 事

議長 私のほうから特別報告することもございせんもので、早速ながら日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第9号、農地法第3条の規定によります、許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 番号 1。譲渡人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、645 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1.70 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「当該農地は自宅に近く、道路にも面しているの  
で、譲り受けて農業経営の安定を図る」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をよろしくお  
願いいたします。

議長 はい。それでは、この 3 条の 1 番の案件につきまして、関係農業委員さんの意  
見を伺いたいと思います。

爲廣委員 はい。中町の爲廣です。●●さんと▲▲さんのお父さんの■■さんが、いとこ  
同士なんです。ここに書いてある通り、●●さんは、広島にお住まいで、江田島  
市外のほうに住んでおられて、耕作が困難です。農地が▲▲さんの家の近くの方  
にあるので、双方に面識もあるし、放っておけないということで、▲▲さんの方  
から話し合いをして、譲り受けようということにしたそうです。3 月のころ、シ  
ルバー人材センターと一緒に一度▲▲さんが草を刈ったということでした。それ  
から▲▲さんが当該地を引き継いで、現在管理をしているということです。実際、  
▲▲さんは、■■さんと同居をしている長男の方で、■■さんもかなりもう高齢  
なので、あんまり畑を長いことできるかわからないということで、畑の名義は息  
子のほうにしたいと望まれて、やっているというわけでございます。管理はきち  
んとできるだろうということで、大丈夫と思いますのでご審議よろしくお願いい  
たします。

議長 はい、この案件について、なにかご意見とご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

事務局長 ないようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議あり  
ませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに全員異議がないということでございますので、許可といたしま  
す。

議長 以上で議案第 9 号を終わります。次の第 10 号の農地法第 5 条の規定によりま  
す、許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 番号 1。貸人●●●●。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、大  
柿町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町津久茂\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳

及び現況ともに畑。面積、1,050 m<sup>2</sup>。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 208 枚、発電量 54.08 キロワットの設備を設置予定です。賃貸借期間は 20 年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 本案につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中下委員 江田島町宮ノ原の中下です。申請どおり間違いございませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい。他にご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 許可することに全員異議がないということでございますので、許可といたします。

議長 以上で議案第 10 号を終わりました、議案第 11 号の非農地申請の案件について、お願ひします。

事務局長 番号 1。申請人住所、横浜市\_\_\_\_\_。氏名●●●●。所在地、沖美町畑\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、山林。面積 384 m<sup>2</sup>。

申請理由は、「長年市外に居住しており、約 20 年前に相続により当該農地を取得したが、30 年ぐらい前から耕作はしていない。現在は山林となっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。6 月 7 日に、森本会長以下 5 名の農業委員と、事務局で現地確認を行いました。

ご審議をお願いいたします。

議長 はい、先般、6 月 7 日、沖美町地区の農業委員さんともども現地を確認したところ、申請どおり、本件につきましては非農地証明をすべきだという決定に至ったわけですが、そういうことで、本案件について皆様方の意見を伺いたいと思います。ありませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、沖美町地区の農業委員さんが現地確認をされて、決定されたとおり、

申請どおり受理するという事で決定をさせていただきます。次に、議案第 12 号の農地利用集積計画の決定について、事務局からお願いします。

事務局

番号 1 と番号 2 を続けて説明させていただきます。

番号 1。利用権を設定する農用地、大字、江田島町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,007 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、江田島町\_\_\_\_\_。●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大手町\_\_\_\_\_。広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成 29 年 7 月 1 日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。期間は 10 年 6 か月です。付替の案件です。

続いて番号 2 を説明します。利用権を設定する農用地、大字、沖美町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,631 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_。■■■■外 (亡 □□□□ 分)。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_。○○○○。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、花卉。始期、平成 29 年 7 月 1 日。終期、平成 34 年 6 月 30 日。期間は 5 年です。更新の案件です。

議長

はい。農用地の利用集積計画が 2 件ほど出たわけですが、参考までに関係農業委員さんの意見だけ伺いたいと思います。1 番でなにか、農業委員さんのご意見、ございますでしょうか。

議長

中田委員はどうですか。

中田委員

現場は見たんですが、トウモロコシを植えてあって、きちんと管理されておるんで、いいんじゃないかと。

議長

2 番の岡大王の関係はどうですか。

菊元委員

はい。○○さんがやっているところは、現在花も作っておられます。■■さんにも連絡を取って確認をしたんですけど、直接の話で話では本人には挨拶だけという形になりました。○○さんは間違いなく、やりますということでございますので、よろしくをお願いします。

議長

説明いただいた通りの状況でございますが、この案件につきまして、皆様方のご同意が得られれば、一応市長宛にその旨、農業委員会としては承認したということで通知を申し上げたいと思いますが、それでいいでしょうか。

委員

異議なしの声あり。

議長

それでは、そのような事務処理をさせていただきます。

議長 続きまして、議案第 13 号をお願いします。

事務局長 農地中間管理機構から貸し付けるための配分計画に対して、意見を聴取するものです。3 件続けて、説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、〇〇〇〇。住所、江田島町\_\_\_\_\_。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。住所、広島市\_\_\_\_\_。利用権を設定する土地。江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。現況地目、畑。登記面積 1,007 m<sup>2</sup>。種類、賃借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。こちらは、先ほどの集積計画にあった 1 件がそのまま配分計画にきております。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、■ ■ ■ ■。住所、大柿町\_\_\_\_\_。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。住所、広島市\_\_\_\_\_。利用権を設定する土地。大柿町大原\_\_\_\_\_。現況地目、田。登記面積 1,384 m<sup>2</sup>。種類、賃借権。内容、水田。始期、公告日の翌日。終期、平成 49 年 12 月 31 日。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、△ △ △ △。住所、沖美町\_\_\_\_\_。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。住所、広島市中区\_\_\_\_\_。利用権を設定する土地。沖美町是長\_\_\_\_\_の一部。現況地目、畑。登記面積 442 m<sup>2</sup>の内 396 m<sup>2</sup>。種類、賃借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 39 年 12 月 31 日。

2 番目と 3 番目の案件につきましては、先月の総会で、集積計画にださせていただいた案件になります。

ご意見をお願いいたします。

議長 はい。この案件につきまして、最初の〇〇さんの案件について、何か関係農業委員さんのご意見ございますか。

議長 幸ノ浦一丁目で、先般、集積計画を出していましたか。

事務局長 いえ。このたびの●●さんの案件は、きゅうりのハウスなんですけれども、集積計画で●●さんが中間管理機構に貸したものを、機構の方から〇〇さんの方へ、渡すということ。

議長 〇〇さんに借すということだね。

中田委員 〇〇さんは市で農業の研修されていたんですか。

事務局長 そうですね。江田島市のきゅうりの研修を受けられて就労されている方が、ハウスを借りたいという案件です。今までも、直接●●さんから集積計画に基づい

て借りられていたのですが、この度はちょうど、中間管理機構の更新期間にあたりましたので、中間管理機構を通して借りられるというやり方に変えられたということになり、つけかえという表現になっております。

議長                    それでは、次の■■さんの件についても、何かご意見ございますか。

委員                    意見・質問なしの声あり。

議長                    ないようでしたら、一応承認ということで。次の△△さんの件は。

菊元委員              先月の5月29日に農地利用集積計画で議案に出た件なのですが、別に異常ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長                    代表の農業委員さんも、混乱するかなと思うんですが、集積計画を終えて、また配分計画という形になり、同じ物件について、2回審議のような格好になります。今の県の農林振興財団を経由する以上、こうした農用地の利用配分計画を、農業委員会で承認を受けなさいということになっておりますので、複雑な手続上になってきているということでございますが。それでは、この案件、3件とも、一応農業委員会としては認めるということでご回答していいでしょうか。

委員                    異議なしの声あり。

議長                    それではそのように処理をさせていただきます。では、次をお願いいたします。

事務局長              平成28年4月に施行されました、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農地利用最適化推進委員が新設されました。この推進委員は、農業委員会が、委嘱することになっておりますので、選任につきましても、農業委員会が行うことになっております。選任するためのルールを、この規則により定めることにしました。内容につきましては、農業会議から準則で流れているものに沿った形で、独自色は、特にだしておりません。この度、同じように決めました、農業委員の選任規則、これは市長部局で定めるものになるんですが、準じたものになっております。農業委員の選任規則と大きく異なるところは、農地利用最適化推進委員は、地区割を決めるようになっておりますので、旧町単位で、4人という認定数を定めているところです。その他では、申し込みの届出書の様式を、規則で定めております。以上で説明を終わります。

議長                    はい。この案件につきまして、何か皆様方のほうからご質問ございますでしょうか。

議長                    旧町単位で一応4名ずつ、ということで4×4、16名ということで、推進委員、かえるものは制定したいということでの案でございました。御意見がなければ、この規則の制定について、本農業委員会を議決するというので、いいでしょう

か。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのように事務処理をさせていただきます。次をお願いします。

事務局長 農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会が委嘱しますので、選任するための評価委員会をこの要綱により定めました。評価委員会のメンバー等につきまして、定めたものですが、地区割りの定数を超えた場合、開く予定です。定数を超えた場合に選考する評議会ということになっております。

議長 評価委員会の設置要綱も本農業委員会の議決を求める要綱になっているわけですが、ごさいすけれども、一応4×4、16、足らずもあり、多いのもあり、そういうことで本委員会で調整をしていきましょと。そういうことでごさいす。この件で御質問ごさいすか。ないようでしたら、この要綱の制定について、本委員会で規定するというところで決定してよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのように事務処理をさせていただきます。

事務局長 昨年まで協議事項として下限面積の話をさせていただいていたのですが、議案としてあげる事項という御指摘を受けましたので、このたびから、議案として、下限面積の設定については、あげさせていただいております。

このたびの設定の案についてですが、農業委員会の適正な事務実施については、平成22年12月22日付けで改正され、毎年下限面積の設定または集積について審議することになっております。このため、下限面積の設定について、以下の通り提案させていただきます。

農地法施行規則第17条第2項の適用。方針、現行の下限面積（別段面積）20アールを10アールに変更する。理由は、近年、農業者の高齢兼業化等により、農地の遊休化が進んでいる状況から、農地の保全、有効活用を図る必要がある。下限面積を引き下げることによって、農地流動化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規の担い手の参入を促進する。また、下限面積の引き下げにより、農地利用者が増加しても、集団的な土地利用等に影響は少なく、支障を生ずるおそれはないと考える。

以上で、ご説明を、終わります。その裏の別表では、県内各市町の現在の下限面積の一覧をつけておりますが、つい先日、安芸高田市のほうが全域10アールに変えて設定されたという新聞記事が有りましたので、あわせてお配りしております。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 はい。従来から、下限面積20アールを、今回いろいろな状況判断、先般農業委員会の5月の農業委員会の終了後、地区の担当の世話人と話しをしまして、素案

として協議し、また一応こういうことで次回農業委員会に提案したいということで相談申し上げたところ、一応そういう方向でいきましょうというご同意を得て、今回の提案事項になったわけでございますけれども、20 アールを 10 アールの下限面積にするという。なにかご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでしたら、一応そういうことで、下限面積の変更ということで10 アールということで決定をさせていただきたいと思います。

委員 異議なしの声あり。

議長 よろしくお祈いします。次をお願いします。

#### 5 協 議 事 項

- ・平成 29 年度江田島市農作業労賃について
- ・平成 29 年度農地利用状況調査計画（案）について

#### 6 そ の 他

議長 ということで、これで閉会といたします。どうもご苦勞でございました。